

2 障害者手帳

2

身体障害者手帳

福祉課障がい福祉係

窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269

障害者手帳

身体障がい者の日常生活の自立を支援するための制度の利用にあたっては、原則として身体障害者手帳が必要です。

認定可能な障がいの内容は、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、脳原性運動機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能です。身体障害者手帳は申請に基づいて、各機能に一定以上の永続する障がいのある方に、県知事から交付されます。

●申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳交付申請書
- ・ 所定の診断書（原則3か月以内のもの）
※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医の診断書に限ります。

<顔写真の裏面記入例>

- ・ 本人の顔写真1枚
（サイズ縦4cm×横3cm、1年以内に撮影し、無帽で正面を向いているもの）
*写真の裏面に住所、名前、生年月日を記入すること
- ・ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

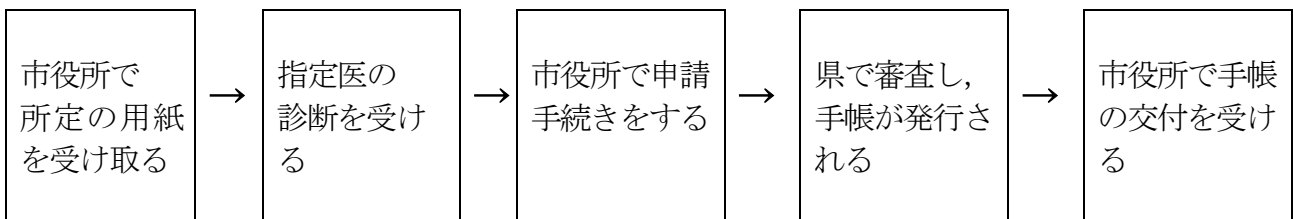
総社市中央一丁目

1-1

福祉 太郎

昭和○年○月○日生

● 交付までの手続きの流れ



●以下の場合には必ず、福祉課で手続きをしてください。

項 目	手続きに必要なもの
◆手帳を紛失・破損したとき	・身体障害者手帳再交付申請書 ・本人の顔写真 1 枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に住所, 名前, 生年月日を記入すること。 ・身体障害者手帳 (破損した場合)
◆住所や氏名が変わったとき	・身体障害者居住地等変更届 ・身体障害者手帳 ・個人番号 (マイナンバー) がわかるもの
◆障がいの程度に変更があるとき ◆別の障がいが発生したとき	・身体障害者手帳再交付申請書 ・所定の診断書 (原則3か月以内のもの) ※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医の診断書 ・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に住所, 名前, 生年月日を記入すること。 ・身体障害者手帳 ・個人番号 (マイナンバー) がわかるもの
◆交付対象者に該当しなくなったとき (治癒したとき) ◆交付を受けた方が亡くなったとき	・身体障害者手帳返還届 ・身体障害者手帳
◆手帳の再認定を受けるとき	・身体障害者手帳再交付申請書 ・所定の診断書 (原則3か月以内のもの) ※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医の診断書 ・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に住所, 名前, 生年月日を記入すること。 ・身体障害者手帳 ・個人番号 (マイナンバー) がわかるもの

知的障がい者の日常生活を支援するための制度の利用にあたっては、原則として療育手帳が必要です。療育手帳は、申請に基づいて、知的な障がいがあると判定された方に県知事から交付されます。なお、申請前に、児童相談所・知的障害者更生相談所での面接、判定が必要になります。

●申請に必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
 - ・児童相談所の判定（１８歳未満の方）または知的障害者更生相談所の判定（１８歳以上の方）
 - ・本人の顔写真１枚（サイズ縦４ｃｍ×横３ｃｍ，１年以内に撮影し，無帽で正面を向いているもの）
- ※写真の裏面に住所，名前，生年月日を記入すること

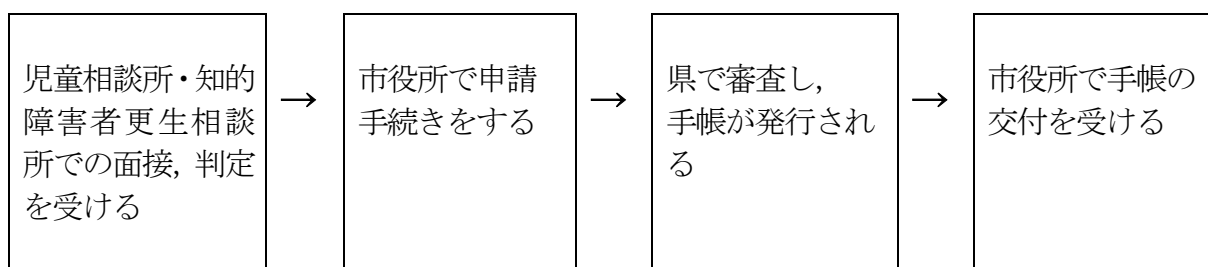
<顔写真の裏面記入例>

総社市中央一丁目
１－１

福祉 太郎

昭和○年○月○日生

● 交付までの手続きの流れ



※判定には事前の予約が必要です。

【判定についての問い合わせ，予約先】

- ・倉敷児童相談所，知的障害者更生相談所倉敷支所
〒710-0052 倉敷市美和一丁目１４－３１
TEL：（０８６）４２１－０９９１（代）
FAX：（０８６）４２１－０９９０

※ なお，再判定の場合には，奇数月第２火曜日に市役所で実施している「児童巡回相談」を利用することができます。（事前の予約が必要です。）

【児童巡回相談の問い合わせ，予約先】

- ・総社市役所福祉課 障がい福祉係 窓口⑩番
TEL：（０８６６）９２－８２６９
FAX：（０８６６）９２－８３８５

●以下の場合には必ず、福祉課で手続きをしてください。

項 目	手続きに必要なもの
◆手帳を紛失・破損したとき ◆手帳に余白が無くなったとき	・療育手帳再交付申請書 ・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に住所, 名前, 生年月日を記入すること ・療育手帳(紛失した場合を除く)
◆岡山県内での転居のために住所が変更したとき ◆氏名が変わったとき	・療育手帳記載事項変更届 ・療育手帳
◆他県からの転入により住所が変更したとき	・療育手帳交付申請書 ・申出書(市役所の窓口にあります) ・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に住所, 名前, 生年月日を記入すること ・現在お持ちの療育手帳(有効期限内のもの)
◆交付対象者に該当しなくなったとき ◆交付を受けた方が亡くなったとき	・療育手帳返還届 ・療育手帳
◆手帳の更新をするとき (再判定を受けるとき)	※児童相談所・知的障害者更生相談所に直接, 事前予約を行った後, 判定を受けてください。 ・療育手帳

精神障がい者の社会復帰，自立及び社会参加の促進を図るために交付します。制度の利用にあたっては，原則として精神障害者保健福祉手帳が必要です。精神障害者保健福祉手帳は，申請に基づいて，長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に，県知事から交付されます。なお，有効期間は2年間です。（更新するには手続きが必要であり，有効期限の3か月前から申請可能です。）

●申請に必要なもの

申請手続きは「診断書による申請」と「障害（基礎）年金の証書等による申請」の2通りあります。

診断書による申請の場合	障害（基礎）年金の証書等による申請の場合
・障害者手帳交付申請書 ・所定の診断書（精神障害者保健福祉手帳用、原則6か月以内に作成のもの） ・本人の顔写真1枚 （サイズ縦4cm×横3cm，概ね1年以内に撮影し，無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に住所，名前，生年月日を記入すること ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの	・障害者手帳交付申請書 ・障害（基礎）年金の証書等（写し） ・照会に対する同意書 （市役所の窓口にあります） ・本人の顔写真1枚 （サイズ縦4cm×横3cm，概ね1年以内に撮影し，無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に住所，名前，生年月日を記入すること ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの

<顔写真の裏面記入例>

◎【障害（基礎）年金の証書等】とは以下のものを示します。

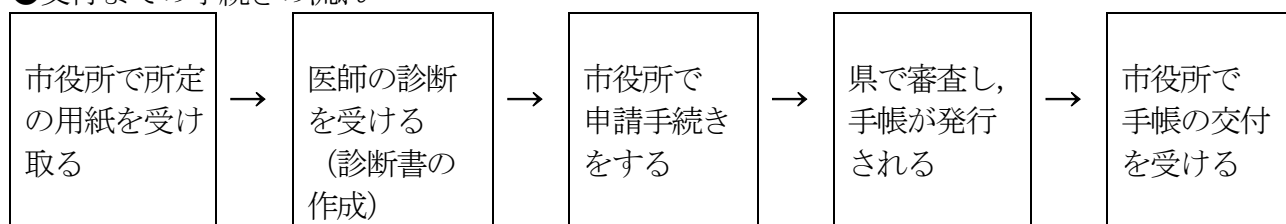
書 類	備 考
①障害年金証書	年金番号変更がある場合には，元の証書及び番号変更証書の両方が必要です。
②裁定通知書	上記証書と一体となっているものです。 変更裁定があった場合は，変更分も必要です。
③年金額改定通知書 または振込通知書	申請受付日の属する年月分のもが必要です。 毎年概ね5月末から6月初めに通知があります。

総社市中央一丁目
1-1

福祉 太郎

昭和〇年〇月〇日生

● 交付までの手続きの流れ



※「障害（基礎）年金の証書等による申請」の場合は、診断書の作成は不要です。

注）年金証書による申請の場合、等級については、年金事務所等の照会により、現在受給されている年金の等級がそのまま手帳の等級となり、障害（基礎）年金が１級であれば手帳も１級となります。

● 以下の場合には必ず、福祉課で手続きをしてください。

項 目	手続きに必要なもの
◆手帳を紛失・破損したとき	・障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書 ・本人の顔写真１枚（サイズ縦４ｃｍ×横３ｃｍ、概ね１年以内に撮影し、無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に住所、名前、生年月日を記入すること ・精神障害者保健福祉手帳（破損した場合） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
◆岡山県内の転居のため住所が変更したとき（※） ◆氏名が変わったとき	・障害者手帳記載事項変更届・再発行申請届 ・精神障害者保健福祉手帳 ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
◆他県からの転入により住所が変更したとき（※）	・障害者手帳交付申請書 ・本人の顔写真１枚（サイズ縦４ｃｍ×横３ｃｍ、概ね１年以内に撮影し、無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に住所、名前、生年月日を記入すること ・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳（原本）（有効期限内のもの） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
◆障がいの程度に変更があるとき ◆手帳の更新をするとき	※新規申請に同じ （詳しくは前ページをご覧ください。）
◆交付対象者に該当しなくなったとき（治癒したとき） ◆交付を受けた方が亡くなったとき	・精神障害者保健福祉手帳返還届 ・精神障害者保健福祉手帳（原本）

（※）・・・岡山市からの転入者は、他県からの転入者と同様の手続きが必要。